

平成25年第3回笠松町議会定例会会議録（第5号）

平成25年9月20日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企 画 環 境 経 済 部 長	大 橋 雅 文
住 民 福 祉 部 長	岩 越 誠

建設水道部長	森 光 彌
教育文化部長	堀 康 男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀 仁 志
保険医療課長	服部敦美
福祉健康課長	加藤周志
水道課長	鈴木秀夫
教育文化課長 兼総合会館長	奥村智彦
郡教委総務課長	片桐栄三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書 記	笠原 誠
主 任	佐藤純平
主 任	小池哲也

1. 議事日程（第5号）

平成25年9月20日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第61号議案 笠松町小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 第62号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第3 第63号議案 道州制導入に断固反対する意見書について
- 日程第4 第57号議案 平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第58号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第59号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第60号議案 平成24年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

開議 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第61号議案から日程第7 第60号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第1、第61号議案から日程第7、第60号議案までの7議案を一括して議題といたします。

書記をして第61号議案から第63号議案までの3議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第61号議案 笠松町小口融資条例の一部を改正する条例について。

笠松町小口融資条例（昭和53年笠松町条例第3号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年9月20日提出、笠松町長 広江正明。

第62号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第6号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,925万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,143万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月20日提出。

次に、6ページをお開きください。

第63号議案 道州制導入に断固反対する意見書について。

道州制導入に断固反対する意見書を次のとおり提出するものとする。平成25年9月20日提出。

提出者、笠松町議会議員 伏屋隆男。賛成者、笠松町議会議員 長野恒美、船橋義明、安田敏雄、田島清美、川島功士、伊藤功、古田聖人、尾関俊治。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

追加議案の提案説明をさせていただきます。

当初は、全協で先般いろいろ協議していただきましたので、補正だけの予定でしたが、精読中に改正法律をいろいろチェックしましたところ、条例に影響するものが出てきましたので、急遽条例を1つ追加させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議案の1ページ、議案資料の1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

第61号議案 笠松町小口融資条例の一部を改正する条例について。

これにつきましては、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律により、中小企業信用保険法の一部が改正されたことに伴い、同法の規定を引用している条文の項番号にずれが生じるため、所要の規定の整備を行うものであります。また、あわせて税制度との整合性を図るため、字句整理等の所要の規定整備を行うものであります。この部分は過去にやっておくべきでしたが、今回の改正で誤りが判明しましたので訂正するものであります。申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

新旧対照表をごらんいただくとわかりやすいんですが、条例第4条第1号において、小規模企業者を規定するため引用しております中小企業信用保険法の第2条の項番号について、整合性を図るための改正でございます。中小企業信用保険法の第2条第2項で小規模企業者がうたわれていたわけですが、この第2項に別の項目が入り、小規模企業者は第3項でうたわれるようになりましたので、この第2項から第3項に改めるものであります。

また、先ほどもちょっと申し上げましたが、平成16年の税制改正により老年者控除が廃止されたことなどに伴い、地方税法との整合性を図るため、第4条第2号中の老年者控除額の字句を削除するとともに、寡婦控除額を寡婦（寡夫）控除額に改めるものであります。

施行期日は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律、附則第1条に定める公布の日、6月21日ですが、これから起算して3月を超えない範囲において政令で定める日ということで、9月20日から施行するというものでございます。

条例は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、2ページから5ページにわたります第62号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は、2,925万7,000円の増額補正であります。

補正の内容でございますが、歳出のほうから御説明させていただきますと、4ページに第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、合計3万6,000円の補正が上がっております。これは先日の全員協議会において協議させていただきましたが、8月に開催された全国中学校水泳競技大会において優秀な成績をおさめられた、円城寺にお住まいの齊尾有紗さんに笠松町民特別奨励賞を授与することに伴い、記念品として報償費を3万1,000円、これはクリスタルの盾を予定しております。それから、賞状用額代として需用費を2,000円、それから賞状筆耕にかかる費用として役務費を3,000円増額するものであります。当初、できるだけ多くの皆さんで顕彰したらということで、町民運動会で予定しておりましたが、遠征とか合宿で都合が合わず、先ほど決まったんですが、10月10日の17時30分から役場で実施予定ですので、また議員の皆さんにも御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

同じく第8目の諸費であります。内容的には円城寺町内会から9月9日に要望のありました地区集会所の改修工事、内容的には外壁とか屋根とかひさしの修繕、天井の塗装をやられる

わけですが、工事費用の2分の1を助成するため、負担金補助及び交付金を63万4,000円増額する補正であります。

続きまして、5ページですが、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。ボランティア団体の笠松ボランティアというのがあるわけですが、こちらが地域高齢者の支援活動の一環としてふれあい昼食会を開催されます。これは旧の婦人会の高齢者と語る会に相当する事業であります。これを実施されることに対して、笠松町協働型町民活動促進事業補助金の交付申請があったため、負担金補助及び交付金を5万円増額するものであります。

なお、この5万円につきましては、今言いました補助金の運営補助金として団体の構成人員に応じて助成するもので、51人以上で構成される団体には5万円ということで決まっています。これが補助額となっております。また、実際事業をやられる場合の事業補助金については、企画費の年間予算として1,100万円があるわけですが、これで執行するものであります。参考までに今回申請のあった事業については、事業費が23万8,000円強で、自己財源が14万円強ございまして事業補助金として助成するもので、団体には合計19万2,800円の助成をするものであります。

続きまして、第4目の障害福祉費でございますが、開会日に提出いたしました補正予算の中でも増額させていただいておりますが、障害者自立支援法に基づく新体系の障害者支援施設に移行した事業所に対する補助制度、新体系定着支援事業補助金について、今回遡及申請がさらに1件ありましたため増額させていただきます。また、今後の遡及申請を1件見込み、負担金補助及び交付金を70万6,000円増額させていただくものでございます。今回の申請者は医療法人春陽会すばるという宿泊型自律訓練施設で、対象者は1名で、対象期間は平成24年の8月から平成25年の1月分の15万6,400円であります。それで、今後の遡及申請見込みとしては、前年度の1施設当たりの補助実績額を考慮して、55万円を予算措置させていただきました。財源は4分の3が県補助金でございます。

それから、第9款 教育費、第6項 保健体育費、第2目 体育施設費で合計2,783万1,000円の補正が上がっております。こちら先日の全員協議会において協議させていただきましたが、町民運動場利用者の駐車スペースを確保するため、町民運動場南側駐車場の西隣の土地2筆を購入し拡張整備することに伴い、公有財産購入費を1,887万8,000円新規で追加するほか、印紙代として需用費を2万5,000円、所有権移転登記手数料として役務費を3万2,000円、それから工事請負費として855万8,000円及び農地転用負担金として負担金補助及び交付金を33万8,000円増額するものであります。

なお、土地については今回約346坪ふえまして、坪当たりの単価は5万4,500円。一応買収に当たりましては、公有地の拡大の推進に関する法律を適用する予定であります。

それで、工事の関係でございますが、当初予算に擁壁の改修工事として1,000万円見込んでおりました、今回、前回の全協とか隣接住民の意向を踏まえて、合計で1,858万800円の工事となりました。内容的には前回も御意見いただきましたように、透水性の舗装を実施したいと思っております、排水については南北へ排水を振り分けるということで考えております。水路への排水もできるだけ一気に流さないよう絞る予定であります。それから、周りはネットフェンスの予定ですが、西側については、隣接住民の意向を踏まえて目隠しフェンスを予定しております。

以上が歳出でございます、今回の増額補正に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を2,872万8,000円増額させていただいております。当初の提案のときに繰越金の精算を今回追加のときに実施すると言いましたんですが、全協でもございましたように、町民運動場の改修工事等不確定要素がまだございますので、繰越金の精算については12月以降に実施したいと考えております。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 第63号議案 道州制導入に断固反対する意見書についての提案説明をさせていただきます。

我が国、明治維新以降民主国家になってきたわけでありましたが、それから今日まで大きな合併というものが3回あったわけでありまして。明治の合併、昭和の合併、平成の合併ということで日本は再編されてきました。その中で、平成の合併が、法案が終了して5年たとうとしておるわけですが、逆に言いますと、まだ5年しかたっていない状況の中でこの道州制の話が出てくるというのは、少し早急ではないかなという気がしておるわけでありまして。明治の合併、昭和の合併、おのおの30年以上の経緯を経て、そして日本経済の発展とともに国土の再編というものが考えられてきたわけでありまして、これ以上の再編をしますと、地域の伝統文化、そういうものがますます失われていくのではないかなあという気がしておるわけでありまして。

そこで、国に対しまして笠松町議会としての考え方、先ほど申しましたように断固反対するという意見書を提出したいということで提案をさせていただくわけでありまして、意見書の文面をまず朗読させていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には全国町村議会議長会が、「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとする」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には「道州制は絶対導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会に提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された「基礎自治体」は現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村はこれまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視して作り上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治団体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々笠松町議会は道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先はごらんのとおりのところであります。

以上、提案理由を説明させていただきましたが、皆様の十分な審議をいただきまして、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。ただいま提案の第61号議案から第63号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案から第63号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

第57号議案 平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 後期高齢者そのものは、1人の人間を年齢で差別していくということで私たちは思っているわけですが、まずお聞きいたします。この県の決算の中で、64億6,000万円の不用額があると聞きましたが、そのようになっているのでしょうか。

それから、財政安定化基金として積まれているお金が17億6,000万円あって、平成24年度には6億6,000万円使われ、その上での値上げであったと、この年度の国保税とあわせて、後期高齢者医療保険料も上がったと思っておりますが、そのような状況だったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

県の決算書のほうをちょっと手元に持ってきませんでしたので、今また確認をさせていただきますけれども、御承知かと思いますが、この保険料、2年ごとに改定することになっております。それで、当然2年の保険給付費の見込みを通して、おおむねその1割分を保険料で財源負担するという考えのもとで、この平成24年度、平成25年度におきましては10.51%の財源負担率を見込んで、0.25%の増という形で設定されておるといふふうに聞き及んでおります。繰り越しに関しましては、またその精算が出てきましたら、当然どんな事業会計でも繰越金のある程度見込んで、マイナスではいけませんので、国保と一緒にしますので、見込んでやっておりますので、精算なり次への保険料設定に対する激変緩和等も考慮されるものと思えます。うちの町長も議員としてそういった意見をできる立場にあるとは思っていますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一番問題なのは、やっぱりこうした県一本でやられることで、私たちは必要なお金として75歳以上の高齢者の方から料金を決めて徴収し、出していき、療養でかかったのを請求されるとその分を出していくという会計になっておるのではないかと思います、不用額ということですので、見込み額との関係になるかと思いますが、なぜかといいますと、本当に75歳以上になって保険料が滞納で、そして滞納整理のための町税と同じような形で資格証明書が発行され、あれのときは預金からまで差し押さえされていくことを思いましても、本当に問題ではないかなあと思うんですが、やはり町長さんをお願いしたいんですが、議会に出た場合、そのようなことについて、できるだけ皆さんに負担が行かないような会計運用になるよう、ぜひ進言をしていただいきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この制度の中で、確かに言われるような問題等、前回の後期高齢者の連合会の議会のときには、岐阜市の代表の方がそのような問題を提起されて、いろいろ議論をされました。その中で、連合長でもある岐阜市長の答弁がいろいろあったわけですが、今我々の中においても、ほかの市町村においても、この後期高齢者医療の負担金、いわゆる大きな負担を緩和するためにいろんな手だてを考えながら進むこと、これがみんなの気持ちでもあります

から、そういうような御意見もあったことでもありますから、よく承知はさせていただいておりますが、今の体制をきちっと整備をしながら、できるだけ負担のないような体制になればいいとは思っております。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 大変失礼いたしました。県の広域連合の後期高齢者医療特別会計の決算書によりますと、繰越額は72億9,806万5,000円となっております。全体事業、歳入のほうは2,134億5,398万1,000円、歳出が2,061億5,591万6,000円での差し引きでの結果でございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） これまでも述べてまいりましたように、後期高齢者医療制度そのものが1人の人間の、特に75歳からあの世へ行くまでというのか、最後の人生のところ、こうした差別医療制度をつくられたこと自体に私ども共産党は反対しております。と当時、今回の中でわかりましたように、大変な不用額や繰越金など含めても、また基金の繰り出しもこの年度では6億円余を使われていると思いますけれども、実際にはこの年度に後期高齢者医療の保険料が値上げとなっております。大変厳しい、お年寄りにはある意味では安心の糧となる中で、保険料が払えないという点で不安をつくっていく、こうしたことに対して、この執行に対して反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

では、これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第57号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第58号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 本日に介護保険は、高齢者の今後の生活を社会で支えるということで、この介護保険ができ、私たちもこれに期待をしてきましたけれど、この仕組みそのものは、高齢者が恩恵にあずかればあずかるほど保険料に転嫁をしていくという仕組みになっているがゆえに、この年度も保険料の引き上げがありました。本当に高齢者が安心して、一方そういう形で矛盾があることに対して、国の社会保障の協議会の中ではいかにしてかからない方向に行くのか、いろいろと新しい施策をつくっていらっしゃいますけれども、決して本当の矛盾である保険者への負担、またかかわる被保険者の負担、そして働く者へのしわ寄せ、そういう中で行われてきた介護保険、現状だというふうに思います。そういう中で、この年度については介護保険料の引き上げがありました。本当に厳しいものだと思いますが、私はこの引き上げには納得できませんので反対をいたします。

○議長(岡田文雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番(安田敏雄君) 私は、第58号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から申し上げます。

大変高齢者がふえる町内ということで、我々、若い者にすがってこれからも老後の生活をしていく立場からも、この後期高齢者、また介護保険も同様ですし、国民健康保険の運営協議会委員としての立場からも申し上げるわけですが、これは笠松町だけの問題じゃなくて、日本全国どなたも同じ人生を歩むわけです。その中で、この笠松町においてもいろんな施設が、またいろんな病院がたくさんできてまいりました。やはり我々が安心して老後を過ごすには、応分の負担をして、また健全な家庭を築いて、しっかりと老後のために我々も信じ切っていかなきゃならないと思いますし、やはり若い皆さん方にも支えていただいて、この笠松町が住みよいまちになるためにも、介護保険も県の指導のもとに健全な運用をされて進むためにも、この平成24年度の歳入歳出決算認定には、介護保険に関してでございますが、賛成の立場で討論させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長(岡田文雄君) ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案とおりに認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第58号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第59号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第60号議案 平成24年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり認定することに決しました。

審議の途中ですが、11時00分まで休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第61号議案 笠松町小口融資条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番(川島功士君) 今回の第61号議案、議案そのものには別に何も問題ないんですけども、平成24年度と平成23年度の決算説明資料が手元にあるので、融資件数を見るとゼロということなんですけど、それ以前もずっと資料にはゼロだったような気がするんですが、その辺の確認と、ゼロ件であるということに対する考え方を。

○議長(岡田文雄君) 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長(大橋雅文君) 小口融資の融資の件数の関係でございますが、決算認定資料にありますように、平成23年度、平成24年度ゼロ、平成18年度以降ゼロでございます。それ以前はございましたが、平成18年度以降はゼロの状況、いわゆる県のほうのセーフティーネットで保証の受けられる融資を受けられるということが多くありまして、こちらの方での申し込みはないという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長(岡田文雄君) 川島議員。

○4番(川島功士君) これ中小企業対策ということだったんですけども、いわゆるリーマンショック以降、セーフティーネット、国のいろんな助成のやつがあって、お借りになってみえるということらしいんですけども、それでも一件もないということは、告知の仕方が足りないとか、手続が面倒くさいとか、役場へ行くのがやらしいとか、いろんなことがあると思うんですけども、商売をやってみえる方にとってみて、本当に困ったときというのは、わらをもつかむという気持ちで金策を駆けずり回ってみえる方はあると思うんですけども、そういった方々にわかりやすく説明なり告知をしていただけるような方法というのはとっていただけないでしょうか。

○議長(岡田文雄君) 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長(大橋雅文君) 周知の方法といたしますか、当然ホームページとか、そういったものでは制度の内容とかいったものの周知は行っておりますが、商工会等の会員の方を初めとした周知も、そういった会議の中等で行っていきたいというふうに考えております。

○議長(岡田文雄君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町民運動場のところの駐車場を整備していただけるということ、本当にありがたいと思っていますが、この工事はいつごろからかかられて、年度内ということでしょうか、その点お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） それでは、町民運動場の関係でございますが、工事はいつごろからかとか、年度内ですかというお尋ねがございましたが、現在の既存の駐車場を、今年度は擁壁を改修するというので、当初予算計上しておりました。その関係で、東側の隣はまだ田んぼで耕作地でございますので、その田刈りが終わってから工事のほうは取りかからせていただきたいと思っております。それで、年度内の工事で完成をさせていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。そうしますと、当初予算で町民運動場側の工事との関係ではどのようになりますか。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） 町民運動場の改修につきましては、先般の全員協議会のときに少し見直しをさせていただくということで、ダイヤモンドのほうの整備をさせていただいて、一部外野の不陸補修ということで、時期的にはシーズンオフを考えておりますので、11月以降、12月以降、グラウンドのなるべく利用が少ないときに工事のほうは発注して完成させていきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 今の長野議員と同じ質問ですが、議案資料の5ページの教育費の中の町民運動場の件ですが、昨年来、ナイター設備とか今回の駐車場の件、それから内野グラウンドの整備というようなことで、大変大きな予算をつけているわけですが、予算金額どうのこうの

じゃなくて、やはり今、小学校、中学校、また一般の方、御近所のスポーツの愛好家、小学校、中学校には健全育成のためにもスポーツを愛する子供がたくさんおります。私も若いときから、開拓者の精神で勉学とスポーツに当たるということをしかり植え込まれて、今野球連盟の会長ということもあります。そんなふうで、一般のチームはどんどん野球に関しても減ってくるわけですが、小学生、中学生、せんだつても8月24日に5市1郡の小学生の野球大会をやりました。勤労青少年運動場で、そのときには町長さんにもお出かけいただいて、開会式でお言葉いただいたわけですが、ちょうどそのときに来ていただいたほかのチームから、笠松町はこの周りに御無理を言いまして、町民米野運動場とか町民江川運動場もあけていただきまして、大変広々としたところで野球ができるということで、大変5市1郡の皆さん方が喜んでお帰りになり、3週にわたっての野球大会も成功に終わりました。昨年も中学校の大会をやりましたが、今回この笠松の町民運動場ですが、今現在、近所のサッカーとか野球、またナイター設備もついて、今度また駐車場も広いということですが、大体今使用の団体、土・日がほとんどだと思います。松枝の方の野球が早朝野球も使われている、またサッカーの方も見えるということですが、ちょっと参考ですが、たくさんの予算をつけてしかり費用対効果があれば、どんどん各団体に声をかけていただいて利用していただくのが本来の姿だと思います。幾つもグラウンドがありますが、ここのグラウンドがどのくらいの利用があるか、ちょっと知りたいということで、ナイターのときの使用回数とか、また昼間の団体、野球連盟、サッカー、スポーツ少年団と、そこら辺のところ少しわかりましたらお聞きしたいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） それでは、町民運動場の利用状況についてお答えさせていただきます。

まず、最近の現状でございますが、昼間に岐阜工業高校が午後から軟式野球部、毎日月曜日から金曜日まで利用してみえます。それから、ナイターとしましては週に大体二、三回ということで、平成24年度の実績でございますけど、延べの団体で申しわけございません。夜間は延べの団体が79団体利用がございました。昼間のほうが延べで323団体の平成24年度の実績でございます。主にナイターは軟式野球でございますね。そして土・日はスポーツ少年団のサッカー、野球。そこにクラブ、サークルチームが時々入って、あいている時間帯を使っておみえになるというのが現状でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） どうもありがとうございました。

多くのナイターの利用者、またはグラウンドの利用者、岐阜工業高校の利用ということで、

大変有効に使っていただけるということですので、この金額、今回の予算につけても、やはりこれだけの費用対効果があるのかなあというふうに思います。そんなふうで、やはり町民米野運動場にしても町民江川運動場にしても、また勤労青少年運動場にしても、名前も統一して来年度に向けて名前をつけるということですので、やはり小学生、中学生、一般の方がスポーツを愛して健全な子供に育つように、また行政にもお願いいたしまして、これからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 私も同じ町民運動場の駐車場の件なんですけれども、前にお願いしたように、治水対策はきっちりやっていただけるという説明があったんですけれども、目隠しの要望があって、擁壁というか壁をつくれるということで、ちょうど前、通学路に当たるんですよね。それだけの車の出入りが、時間帯にもよると思いますけれども、激しくなるということであると、児童との接触事故、見えないことによる接触事故というのがあるかもしれないというのは容易に予想されるわけですよね。通学道路、あそこの部分は広くなるんですけれども、その先というのは狭いままでですので、例えば擁壁の下の方だけ空けてもらうとか、足元は見えるようにしていただくとか、カーブミラーを前のフェンスにつけていただくとか、夜の場合はその駐車場の中で電灯をつけていただくとか、そういう児童保護のための対策というのはどの程度とっていただけるのか、その辺を教えてください。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） 目隠しフェンスの関係で見にくくなるだろうと。これは先ほど副町長が提案説明で申し上げたように、お隣のほうからプライバシーの関係でということですよ。それで、今私どものほうを考えておりますのは、道路の境までは目隠しフェンスは持ってこないつもりでおります。やはり見通しがきくように、出入りがありますから、そういうことでお隣の方にはこれからお願いをしようと思っておりますし、今現在建設課のほうで、あそこの4メートルの拡幅を事業化で進めておるようですので、なるべく子供の通行に影響が出ないような安全対策は十分していきたいと思ひます。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 道州制導入に断固反対する意見書については、質疑・討論を省き直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第63号議案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成25年第3回笠松町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成25年第3回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時18分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成25年9月20日

議 長 岡 田 文 雄

議 員 安 田 敏 雄

議 員 尾 関 俊 治